

あなたの一票を大切に

2月4日(日)は

愛知県知事  
安城市長

選挙の投票日

問い合わせ▼

市選挙管理委員会  
(行政課内)

2月4日(日)は、県知事選挙と市長選挙の投票日です。尊い一票をムダにしないよう、投票日には必ず選挙に出かけましょう。

### ■政見を知ろう

政治はわたしたち一人ひとりが主役です。候補者をよく知り、よく考えて、自分の意思で悔いのない一票を投じましょう。

### ●選挙公報

選挙公報には、候補者の氏名、経歴、政見などが掲載されます。県知事選挙のものは投票日の1週間くらい前までに、市長選挙のものは投票日の前日までに各家庭へお届けします。

●**県知事選挙の政見放送・経歴放送**  
テレビ、ラジオで政見や経歴が放送されます。

■**今回の選挙で投票できる人は**  
年齢、住所などにより要件が決まっています。  
年齢↓昭和62年2月5日以前に生まれた人

住所↓投票日または期日前投票をする日に、どの市町村に住民票があるかによって異なります。

### ●安城市に住民票がある人

昨年10月27日以前から投票日または期日前投票をする日まで、引き続き安城市に住民票がある人は、県知事選挙、市長選挙とも投票できます。

昨年10月28日以降に転入届をした人で、前住所地在県内にあり、かつ、前住所地の選挙人名簿に登録されている人は、前住所地で県知事選挙の投票ができます。

### ●県内の他市町村に転出した人

次の要件をすべて満たす人は、安城市の旧住所地の投票所で県知事選挙のみ投票できます。

①安城市の選挙人名簿に登録されており、かつ、転出先の市町村の選挙人名簿には登録されていない

②安城市からの転出先が県内であつ、その市町村に引き続き住民票がある

※現住所の市町村と投票できる

市町村が異なる人が県知事選挙の投票をするには、県内いずれかの市町村長が発行する居住証明書(無料)が必要です。市では市民課または各支所、出張所の窓口で発行します。

【選挙人名簿】公職選挙法により、選挙管理委員会が住民基本台帳に載っている人の中から資格のある人を調べて選挙人名簿に登録します。(住民基本台帳に載っていない人は投票できません)

### ■入場券は郵送します

1通につき4人分までの入場券が付いています。切り取り線に沿って切り離し、1人1枚ずつ持って投票所へお出かけください。

入場券は、投票日の3日くらい前までにはお届けします。投票資格のある人で入場券の届かない人は、市選挙管理委員会へ

問い合わせてください。

入場券が届いた人でも、投票日までに選挙権がなくなった人は投票できません。

また、市内で住所を移動した人で、今年1月13日(日)以降に転居届を出した人は、旧住所地の投票所で投票してください。なお、転出者で県知事選挙の投票ができる人には、選挙のお知らせのハガキを郵送します。

### ■投票所は決められています

投票所は入場券に書いてある場所です。それ以外の投票所では投票できません。入場券をよく確かめてお出かけください。

### ■投票所・投票区を変更します

今回の選挙から、一部(下表)の投票所と投票区を変更します。お間違えのないようお願いいたします。

### ■投票時間は午前7時～午後8時

時間内に入場券を持ってお出かけください。※入場券をなく

| 期日前投票会場          | 知事選挙             | 市長選挙             |
|------------------|------------------|------------------|
| 市役所北庁舎 7階        | 1月19日(金)～2月3日(土) | 1月29日(月)～2月3日(土) |
| 南部・桜井支所<br>北部出張所 | 1月27日(土)～2月3日(土) |                  |

※いずれも投票できる時間は午前8時30分～午後8時です。※入場券を持参し、できるだけ早めにお出かけください。

葬祭の予定がある  
②レジャーや買い物などの私用で、投票日に投票区内にいない  
③病氣、負傷、出産のため投票日に歩行が困難  
④投票日までに県内の他の市町村へ転出し、

まだ4か月を経過していない(県知事選挙のみできます)  
※昨年10月18日～27日の間に転入届をした人は、県知事選挙の期日前投票ができるのは、1月27日(土)からです。

■**不在者投票もご利用ください**  
指定病院、指定介護老人保健施設、指定老人ホームに入院中または入所中の人は、その施設で不在者投票ができます。また、市外に滞在中の人は、滞在地で不在者投票ができます。

●**市外に滞在中の人**  
安城市の選挙管理委員会に申請すれば、滞在中の市区町村の選挙管理委員会では、その施設で投票ができます。ただし、郵便で投票用紙のやりとりをするため時間がかかりますので、早めに申し出てください。

| 区分         | 種類                    | 程度        |
|------------|-----------------------|-----------|
| 身体障害者手帳    | 両下肢、体幹、移動機能           | 1級または2級   |
|            | 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸 | 1級または3級   |
|            | 免疫                    | 1級～3級     |
| 戦傷病者手帳     | 両下肢、体幹                | 特別項症～第2項症 |
|            | 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸 | 特別項症～第3項症 |
| 介護保険の被保険者証 | 要介護状態区分               | 要介護5      |

きる人は、点字投票ができます。点字器と点字投票用紙は投票所に用意してあります。

■**こんな投票は無効です**  
●定められた投票用紙以外の紙を使ったもの  
●市長と県知事の候補者を書き違えたもの  
●候補者以外の人の氏名を書いたもの  
●2人以上の候補者の氏名を書いたもの  
●候補者の氏名のほかに余分なことを書いたもの  
●誰に投票したか分からないものなど

■**開票は午後9時15分から**  
開票は、即日開票で、投票日の午後9時15分から市体育館で行います。参観希望の人はお越しください。

■**投票所になる公民館などは臨時休館します**  
選挙当日は、桜井公民館・桜井児童センター、安祥公民館、東部公民館、西部公民館、中部公民館・中部児童センター、二本木公民館・二本木児童センター、昭林公民館、安祥閣は臨時休館します。

